

## マグカル推進事業補助金に関するQ & A

### 1 補助の対象者について

Q 1-1 個人事業主は対象となりますか？

A 1-1 団体を対象とするため、個人事業主の方は対象となりません。

Q 1-2 任意団体は対象となりますか？

A 1-2 対象になります。ただし、会計や監査を行う組織や担当者を有し、帳簿を備え付けるなど適正な会計処理の下で独立して活動を営んでいることが必要です。

Q 1-3 本社が県外で、県内を活動拠点としない団体も対象になりますか？

A 1-3 募集要項「1 補助の対象となる団体」の要件を満たす場合、対象になります。

Q 1-4 募集要項では県民税、事業税、消費税及び地方消費税を滞納していると対象者にならないことになっていますが、新型コロナウイルス感染症の影響による地方税の徴収猶予の特例や国税の納税の猶予の特例を受けている場合も申請できないのですか？

A 1-4 新型コロナウイルス感染症の影響による地方税の徴収猶予の特例や国税の納税の猶予の特例を受けていれば、申請可能です。ただし、事実を証明する書類を求めることがあります。

### 2 補助の対象となる事業について

Q 2-1 映画や演劇で、神奈川県をロケ地として、完成後は神奈川県内での上映、公演も含め、活動する事業は補助の対象になりますか？

A 2-1 上映や公演の主会場が神奈川県内であれば補助の対象となります。  
複数の実施場所（主会場が県内であれば、他都道府県で併せて実施することも可能。ただし、補助対象は県内での実施分のみ。）にまたがる事業や、複数の日程にまたがる事業、同一年度内で複数回に分けて実施する事業も可としていますが、神奈川県内が主会場であることが前提条件です。

Q 2-2 補助対象経費 10 万円前後の事業など、額の大きくない事業は補助の対象になりますか？

A 2-2 補助の対象となります。

A 2-1 と同じく、この補助金は、本県の文化芸術の魅力を発信し、国内外から多くの方々を引きつける、神奈川文化プログラムの核となり、新しい生活様式に

対応した事業を求めており、補助対象経費の下限は設けておりません。

なお、評価項目はマグカル推進事業補助金の募集要項の「2 補助の対象となる事業」内にありますので、御参照ください。

Q 2-3 補助の額は、補助対象経費の3分の1で上限 100 万円であり、補助対象経費 300 万円規模の事業を想定していると考えますが、これを大幅に超える（数千万円～億円規模）事業は補助の対象になりますか？

A 2-3 補助の対象となります。

A 2-2 と同じ理由により、補助対象経費の上限は設けておりません。この場合でも補助金の上限は 100 万円です。

なお、評価項目はマグカル推進事業補助金の募集要項の「2 補助の対象となる事業」内にありますので、御参照ください。

Q 2-4 自治体を実施する事業は補助の対象になりますか？

A 2-4 補助の対象ではありません。民間団体が対象です。

Q 2-5 指定管理料または補助金を受けて運営している団体の事業は、マグカル推進事業補助金の募集要項の「4 補助の対象とならない事業」の「(4) 国、他の地方自治体又は公益法人から補助対象経費の2分の1以上の補助金、助成金を受けている事業」として、補助の対象とならない事業に当てはまりますか？

A 2-5 全額指定管理の事業や一部補助金の自主事業、完全な自主事業など、様々な事業が想定されますので、補助金の交付を申請する事業ごとに「補助対象経費の2分の1以上の補助金、助成金を受けている事業」かどうかで御判断ください。

Q 2-6 地域の社寺で行う民俗芸能は対象になりますか？

A 2-6 保存団体が社寺を借りて行う事業であれば対象になります。宗教法人が行う事業の場合、対象になりません。

Q 2-7 新規の事業とは、どのような事業でしょうか？

A 2-7 新規に実施する新しい発想・表現を追求する革新的な内容の事業、または、既存の事業内容を当募集の趣旨に基づき再構築した事業です。新しい発想・表現とは、あくまで例示ですが、新しい技術を使った事業や、これまでと異なった客体にアプローチする事業(例えば、これまで大人向けに実施していた事業を子ども向けに実施する)などが考えられます。

Q 2-8 レガシー(社会的遺産)を残せる文化芸術活動の事業とはどのような事業でしょうか？

A 2-8 今回の事業を起点として、今年度のみでなく、将来にわたって実施していく又は他の事業に影響を与えることができる文化芸術活動の事業です。

Q 2-9 観客を入れずにオンライン配信のみを行う活動は対象になりますか？

A 2-9 対象になりますが、撮影等を神奈川県内で実施する必要があります。また3月31日までに撮影だけではなく、配信を開始する必要があります。

### 3 補助の対象となる事業の実施期間について

Q 3-1 令和2年度に実施した事業や交付決定日以前に開催した事業は補助の対象ですか？

A 3-1 対象ではありません。「補助金の交付決定日以降に開始する事業が対象です。事業準備のための経費も交付決定日以前のもは対象になりません。

Q 3-2 令和4年度に実施する事業や、年度をまたぐ事業は補助の対象ですか？

A 3-2 対象ではありません。年度内に終了する事業が対象です。

Q 3-3 交付決定を受けた事業を延期することはできますか？

A 3-3 補助対象期間内での変更であれば、変更承認を受ければ可能です。e-kanagawa電子申請で受け付ける予定です。

Q 3-4 交付決定を受けた事業を中止した場合、補助金を返還しなければなりませんか？

A 3-4 事業を廃止した場合、補助金は原則として全額返還する必要があります。ただし、特段の事情が認められる場合は、一部補助対象となる可能性がありますので、速やかに御相談ください。

Q 3-5 交付決定前に物品を購入するなど、準備してもよいでしょうか？

A 3-5 補助対象経費に係る部分は、物品を購入などの準備も含めて、補助金の交付決定日以降に事業を開始してください。ただし、やむを得ない事由があり事前着手届を提出した場合は、交付決定前でも補助金の募集開始日(4月30日)以降であれば、事業に着手(準備を開始)することも可能です。その場合でも、事業実施日が補助金の交付決定日以降の事業のみが補助対象となります。

Q 3-6 有観客公演と配信を行う事業で、有観客公演を年度内に実施したときに、配信

はいつまでに行えばよいでしょうか？

A 3-6 配信までを含めて年度内（3月31日まで）に行う必要があります。なお、年度内の配信が難しくなった場合は、速やかに御相談ください。

#### 4 補助対象経費について

Q 4-1 稽古の感染症対策は対象になりますか？

A 4-1 公演等の申請事業に付随するものは対象になります。稽古のみでは申請できません。

Q 4-2 動画配信のための機材の購入費や、サーモグラフィの購入費は対象になりますか？

A 4-2 対象になりません。補助事業を遂行する上で必要最小限と認められないものは対象とならないため、レンタル等により安価な利用が可能であるサーモグラフィ等を購入する費用は対象外です。

なお、5万円以上の物品購入費は団体運営の経常的経費として、本補助制度では補助対象外となるので注意してください。

#### 5 交付申請について

Q 5-1 郵送や持参での申請は受け付けますか？

A 5-1 受付は e-kanagawa 電子申請においてのみ行います。

Q 5-2 団体に複数の文化施設を所管しているので、各施設から補助金の交付を申請してよいですか？

A 5-2 補助金の交付申請は施設からではなく、団体からとなります。「（様式1）マ  
グカル推進事業補助金交付申請書」の「事務局所在地」欄に施設名を併せて御  
記入ください。

なお、各団体からの補助金の交付申請数は限定していません。複数の申請も御検討ください。

Q 5-3 「（様式4）団体調書」の「団体の主催した公演・展示等の実績」欄に、団体の実績ではなく施設の実績を記入してもよいですか？

A 5-3 「（様式4）団体調書」の「団体の主催した公演・展示等の実績」欄に、施設の実績を御記入いただくのは問題ありません。その場合、施設の実績であることがわかるようにしてください（例 末尾に「〇〇ホールの実績」と記入 など）。

Q 5 - 4 「(様式 3) 収支予算書」には、希望補助金額を含んだ予算を記入するのでしょうか？

A 5 - 4 補助の額は、補助対象経費の 3 分の 1 です。希望補助額を含んだ予算を御記入ください。

Q 5 - 5 2 月 15 日から 3 月 15 日まで募集していた令和 3 年度マグカル推進事業補助金に応募し、採択されませんでした。同じ事業を 2 次募集にも応募することは可能でしょうか？

A 5 - 5 可能です。

#### 6 補助金の採択について

Q 6 - 1 補助金交付の申請書類に問題が無ければ、補助金は交付されますか？

A 6 - 1 審査・選考を行い、予算の範囲内で補助金の交付決定を行いますので、条件を満たしていても必ずしも採択されるとは限りません。

「審査・選考を行い、予算の範囲内で補助対象事業と補助の額を決定」することとしています。

#### 7 補助金額の支払いについて

Q 7 - 1 補助金は概算払いでしょうか、精算払いでしょうか？

A 7 - 1 補助金申請の際に申請書の概算払い希望の欄にチェックすれば、50 万円を限度として概算払いとすることも可能です。

#### 8 補助金額の計算について

Q 8 - 1 天候や新型コロナウイルス感染症の影響による事業の変更で、当日の自主事業収入が減額になったような場合、総事業費が減となりますが、補助金の返還が生じますか？

(例) ①総事業費 150 万円、補助金額 50 万円 (雨天などで 30 万円収入減)

⇒②総事業費 120 万円、補助金額 40 万円 となるのか

A 8 - 1 補助対象経費は、総事業費ではなく、補助対象に要する直接経費のうち、補助対象外経費を除く経費です。

そのため、収入が減額となっても補助対象経費が減額とならない場合は、補助金の返還は生じません。

(例) ①総事業費 150 万円、補助対象経費 120 万円、補助金額 40 万円

(雨天などで 30 万円収入減)

⇒②総事業費 120 万円、補助対象経費 120 万円、補助金額 40 万円

反対に、雨天などで事業を実施しなかったことにより、補助対象経費が減額となった場合は、補助金の返還が生じます。

(例) ①総事業費 150 万円、補助対象経費 120 万円、補助金額 40 万円

(雨天などで 30 万円収入減、出演料などの補助対象経費が 15 万円不要になった)

⇒②総事業費 120 万円、補助対象経費 105 万円、補助金額 35 万円